

との關係の親疎によつて、いろいろの注意のあるべき事は云ふまでもありません。介添人は、此等の贈物を十分注意して、心得て居らなければなりません。それを落したるものならば、其の娘は、其の朋友に對して無禮に當つて、其の爲に、友情を破るやうな事も起るのでございます。

結婚前、一週間と云ふものは、之の様な、ごたごたした事で、非常に忙がしいのでございませうから、餘程よく冷静に沈着いて、事を慮しないと、意外の事落等があつて、その爲に、新婦が、新しい生涯に入る門出に於いて、永く相親むべき朋友を失ふやうな事があつては、其の人の爲にも、極めて悲しむべき事ではありませう。

介添人

介添人、新婦に取つては、介添人は、極めて大切なものであります。さうして、結婚式の大體の事は、之の介添人の爲に助けられて、極めて立派に、又甚だ好都合に行はれるので御座います。

介添人になるのは、西洋では、第一には新婦の姉妹であることゝなつて居ります。さうでなければ、其の友達の中の最も親しい適當な人を頼みます。又聲の

方の姉妹も、介添人になる事がありますが、まづそれは、餘り十分ではありません。出來る事ならば、嫁方の姉妹を取る方が便宜なのでございます。

介添人の數は、新婦の好みによつて、奇數でも偶數でも宜い事に成つて居ります。若し奇數である時には、最後の一人は、いつも一人て居るのであります。

介添人の服装を選ぶ事についても、随分面倒な事があります。それは人々によつて趣味も違ひますし、體格も異ひ、又年齢も殊なつて居りますから、之を一樣にしようとする事が、中々むづかしいのでございます。

その介添人の數が、八九人にもなる時は、尙更で御座います。昔は、人々が勝手な色や、地質を選んで差支ないとしてありましたが、それでは、何だか統一を缺いて、見苦しいといふので、近來は、まづ出來る限り、色を同一にする様になりました。

嚴重に申しますると、之の介添人の色を決めるのは、新婦の役目になつて居ります。併し新婦は、自分の勝手に極めて、本人の考へを探り用ひないでもよ

いかと申しますと、さうは参りませぬ。矢張、出來る限りは、其の人々の意見をも參酌してやらなければならぬのであります。

さて左様なると、濃い色を好む人が半數と、薄い色を好む者が半數と出来た場合には、何と致しませう。新婦は、其の何れに決めても、他の半數は、不満足なるに相違ありませぬ。斯う云ふ時にも、新婦は、之を二色にはせず、寧ろ、何れでも、似つかはしい色を選んで極めることになつて居ります。それゆゑ、新婦は、常に配色の事なども、研究して置かなければならぬのでございませぬ。

又、介添人の衣服の地質・色合などは、新婦の着物の程度によつて、決定されるのであります。介添人が新婦よりも、立派な物を着ては、何うしても、新婦が引き立つて見えませぬ。つまり、新婦を十分能く引き立たしめなければなりません。それゆゑ、新婦が錦を着たならば、介添人は絹を着、新婦が絹類ならば、介添人はモスリンなどを着ると云ふ様にしなければならぬのでございませぬ。

介添人の衣服の好みも、茲に一々説明する事は出来ませぬ。それは、流行によつて變化するもので、一年一年と好みが變るものでありますから、其の年々の流行によつて、作ると云ふの外はないのであります。

ペーヂ。ペーヂは、小さな可愛い男の兒をして、新婦の裳を捧げしめる爲に用ふるもので御座います。之は古はこの様な事はなかつたさうであります。うして、之の風が盛んになつて來たと云ふと、それは介添人として、美しい、小さな女の兒を澤山使ひますから、此處に、愛らしい男の兒を出したならば、非常に、其の對照がよからうと云ふ所から、起つたのであらうと云ふ事でありませぬ。今では、このペーヂも缺く可からざるものゝやうになりました。

ペーヂは、今も申す通り、新婦の裳を捧げるのでありますから、新婦の裳が非常に長くて、美しい場合でなければ、必要のない事は明かてあります。而して、この裳を持つのは、一朝で出来る事ではありませぬから、従つて、ペーヂはよく練習して、之に熟せしめて置かなければならぬのは、又申すまでもありません。

時としては、ペーヂの衣服は、新郎の名譽を表す爲に、出来て居る事があります。乃ち、新郎が陸軍の軍人であれば、ペーヂは兵卒の服に模し、又海軍の軍人であれば、水兵の服に模する様なことと御座います。併し、ペーヂの服装の

ベストマン

最も美しいのは、矢張り、歴史に現はれた人物の、好みの服装か、又は、彩りを美麗にする事で、例へば、絹か、縞子で作つた、チャールズ服にヴァンダーク襟を着けるなど、云ふのは、餘程氣取つた粧ひなのでございます。

ペーザは、寺院に行く時には、新婦に引續いて入るものであります。但し、式が了つて歸る時には、最後に出て來る事となつて居ります。

ベストマン。新郎の介添人をベストマンと申します。ベストマンの役目は、新郎が、指輪を持たずに寺院に入つては來るやうなどはないか、又は寺院を出て行く時に、帽子を取り忘れはしないかなど、その他、一切の事に注意する爲なのでございます。其の外、ベストマンの役目は、結婚に立ち合ふ僧侶に對して、報酬をしたり、又寺院の書記、小使などに心付をしたりする事をも含まれて居ります。

ベストマンは、新郎の兄弟か、又は最も親密な友達でございます。彼は、能く作法を心得て居らなければなりません。何故ならば、ベストマンは、色々の事に注意をしなければならぬからでございます。而して誰に對しても、非常に親切に、又非常に愉快にふるまつて、十分物事に行き届かせなければならぬからでございます。ベストマンは、朝餐の時は、新婦の介添人の側に坐るのでございます。

カスメン

服装

ベストマンの外に、數人の未婚の男兒が、結婚式に招待せらるゝ事があります。之をグルームスマンと云つて居ります。之等は朝餐の時、新郎の介添人と、一人置に坐はらせませす。ベストマンと、グルームスマンとは、共に、暗黒色の上着を着て、そして、薄色の手袋をはめ、又白のチヨッキを着て、その着物が目立つ様にして居ります。又、ボタンの穴には、花を挿して居ります。

一時は、結婚の場合には、フロックコートの外はなかつたのでありますが、今日では、フロックコートは一體に廢れて、貴族の人々でも、モーニングコートを着て、結婚式に臨む事が流行る様になつたやうです。

新婦の衣服、新婦の衣服は、昔から一定して、少しも、變化する事はありません。唯、純白色の代りに、象牙色とか、クリーム色とかを用ふる事があるのと、花飾の代りに、ダイヤモンドのピンを用ふる事などが、今では許さるゝやうに

なつたのみてございます。中には、流行を遂ふことを、非常に好む人があつて、色々變つた帽子や、服装で以つて、式場に臨んだものがないではありませぬが、此等は、いつも、一般の流行と云ふ迄に至らずして止み、結婚式は、矢張り長き縞子の裳に大きな、ベールに限るものと考へられて居ります。

新婦はその裝飾にも、一定の制限がございます。新婦は、金剛石か、其の他、適當の寶石類に限つて用ふべきもので、金の細工したものは悪いとしてあります。

新郎の方から、時として、腕環、又は寶石製の物を贈られた時には、結婚の當日、それを用ひなければならぬことになつて居ります。

結婚の當日は、新婦は、自分の室に於いて、朝食を済ませまして、馬車の用意が出来るまでは、其の室内に居るのが禮でございます。馬車に乗つた時には、新婦の馬車が、第一に門を出ます。同乗者は、其の父とか、或は見送りの者とかの中で、然るべき人、唯一人に限られて居ります。

結婚式の、最も大切な時に近づいて来た時には、新婦は、それを見量らつて、

招待状

左の手の手袋を取らなければなりません。それは、指環を嵌めるのに、手間がかからないやうにとの用意でございます。さうして、新婦の持つて居る花束を、介添人の首座の人に渡して、其處に立たしめ、其の次に、手袋の取つたのを渡します。最後には、新郎が新婦に、指環を薦めます。其の指環を嵌めると云ふと、それで、結婚は、成立したのでございます。

結婚式の招待状。結婚の招待状は、決して手書しはいたしません。必ず印刷すべきもので、普通、銀色に枠をつけた紙か、大きなカードを用ひます。其の形式は、大抵一定して居ります。乃ち、

Mr. and Mrs. Dash,

Request the pleasure of

Mr. and Mrs. Asterisk's Company at

St. Pauls, Knight bridge,

On Saturday, June, 15th,

At 11 o'clock,

後編 第六章 結婚出席及び年賀 五、西洋婚禮の概略

On the occasion of the Marriage of their

Daughter and Mr. Blank.

And, afterwards, at

5, Bergrove Square, to Breakfast, at 1 o'clock.

R. S. V. P.

ダッシ氏、及び其の夫人は、六月十五日土曜日午前十一時に、ナイーブリッヂの、セントポール寺院に於いて、舉行する、彼等の娘と、ブランク氏との結婚に、アヌタルスキー氏、及び令夫人の來會の榮を賜はらん事を希望いたしました候。

式後、午後一時に、バーグレイブスクアイヤー五號地に於いて、朝餐を供すべく候。

といふ様に書くのでございます。日本人宛ならば、普通の文體を印刷すれば、勿論それで宜しうございます。

新様な招待状は、結婚式舉行の、約三週間前には、出すべきもので、之を受け

た人は、出來得るだけ、早く返事を出さなければなりません。さうしないと、主人の方では、幾人集るか解らないので、迷惑をいたすからでございます。併し、之の披露式が、若しも極めて静かに、又内々に行はれて、客は多くとも、十二人を越さぬといふ場合に限りて、招待状も印刷しないで、手書する事になつて居ります。

寺院。寺院に第一に到着すべきは、新郎であつて、ベストマンと共に來て、他の者を待つので御座います。そして、式壇の右の方に立つて居ります。

招待された客は、能く時刻を見計らつて、新婦の到着以前には、出席して居らなければなりません。新婦よりも、後れて來るのは、失禮であります。椅子は前列からして、三列許りは、來客用と、定めて置くのでございます。

新婦の介添人は、早くから來て、新婦を迎へ入れなければなりません。新婦が到着いたしましたならば、新婦は、父の右の手を取つて、式壇の方へ進んでまゐります。この時、介添人は、列を作つて、其の後をついて行きます。介添人の數が、偶數である時には、二列を作つてまゐります。

介添人の首長の居る場處は、いつても、新婦の直後でございます。之の介添人の後ろに、新婦の母が、其の子息、又は其の他の、近い親戚を伴れて、席を取ります。

式が始まりますると、新婦は、新郎の左手の側に立ちます。ベストマンは、新郎の右側に立ちます。それから、新婦の左側に、其の父が立ちます。英國々教の信者に於いては、此の場合に於いて、新婦側の人だけが、本堂に進みまして、式壇の處に立ち、僧侶から、宣言を受けるので御座います。

介添人の長は、新婦の手袋と、花束とを受け取る用意をしなければなりません。さうして、それを受取りましたならば、式の了るまで、それを持つて居るのが、役目で御座います。若し此の際、介添人長が、自分の花束を持つて居た場合には、ベストマンが代つて、それを持つてやつて、一人て二つ持たなければならぬ。様な事のないやうにしてやります。

客には、別に席の順序など云ふ事は御座いませぬ。何れも、到着した順に席に着きます。又、立つて居てもよし、又座つて居てもよろしう御座います。

退場

捺印

式が了りますれば、新郎は、新婦の手を取つて、化粧室へ退きます。其の後に、介添人、ベストマン、及び新婦の両親、主なる來客などが、従つて行くのでございます。此の室に於いて、簿冊に捺印するので御座います、調印するものは、新婦は、勿論、最近親者三四人、及び介添人長と、ベストマンとでございます。

證人は二人あれば、十分で御座いますけれども、新婦の友人達は、斯かる重大の儀式に於いては、自分の名を記入するのを、特種の様に、考へて居る處から、さてこそ、三人四人と増加して來るのでございます。

そして、新婦が化粧の間に居る間に、普通には、新婦を擁して、祝賀の意を表するのでございます。又記名調印をして居る間に、結婚の記念章を來客に渡す事になつて居ります。之を配る役は、介添人中の、最も年若なものがするのてあります。若し又、贈物がある時には、二人であつて、一人は、婦人の方に廻り、一人は男子の方に向ひます。

記念章は、二つの銀製の籠に入れて、婦人の方へは、オリーブの花の若條を以

結婚記念

つて飾り、男子の方にする籠には、椶櫚、又は、常春藤の葉で飾つてあります。記念章には、何れも止針をつけて、襟にさすのに、都合よくして置きます。新郎は、記念章を附ける必要はありませんから、ボタンの穴に、花を挿して置きます。

新夫婦の馬車の準備が出来たと云ふ報らせがあつた時には、樂手が立ち上つて、結婚式進行曲を弾きます。さうすると、新夫婦は、其の場を退きます。此の時、新婦は、新郎の左の腕を取つて居ります。其の後には、介添人、ベストマン等が従ひます。來客は、随意に之の結婚の神聖を汚さぬ様に心がけて、静肅に寺院を退きます。介添人の列は、來た時と同様で御座います。

第一に出發するのは、新夫婦の馬車で、次には、新婦の母の馬車であります。それは、朝餐はいつも新婦方と與へらるゝのでありますから、新婦の母は、其の日の主婦とならなければならぬからでございます。

來客は、之に従つて、出来るだけ、速かに其の家に参ります。各々別にむつかしい順序も何も入りませぬが、順々に馬車を驅つて混雜せぬやうに行きます。

介添人は、ベストマンの馬車に乗つて参ります。之までは、式の莊嚴に打たれて居て、一言も話さなかつた人々が、是に於いて、初めて、話しの糸口を見出して、今日の式の嚴かであつた事や、嫁や聲の上など罪の無い事を語り合ひつゝ歸るのでございます。

朝餐會

歸宅後、寺院より歸つて來ると、新夫婦は、直に應接間に入つて、此處で、朋友などからの祝賀を受けるので御座います。主人、及び主婦は、戸口に立つて居て、入り來る客を迎へます。客は、世話人に、一々挨拶して、寺院で握手しなかつた人々は、此の時、室内に入つて、新夫婦に握手をするのでございます。朝餐會が開かるゝ以前に、來賓は諸方よりの贈物の拜觀をするのが常でございます。此等の贈物が排列された有様を見るのは、來客に取つて、非常に興味があるに相違ないと申すものは、多くの來客の、心を籠めて贈つた品物が、誠に立派に、又殊に秩序正しく、排列されて居るからでございます。

贈物を排列するには、随分、美術的手腕を要するものでございます。まづ、室の三方は、美麗な被覆をかけた卓子をならべ、其の上に、寶石類、金銀類と種

々に意匠を凝して置き、扇子類は、臺の上にピラミッドの形の様にして排列し、其の他の品物も、出来る限り、美觀を添へる様に並べます。さうして、其の品物には、一々祝賀の名刺を附けて置くので、殊に其の品が食器とか、椅子とか、其の外の家具類であるとすれば、それに、名刺は結び付けて置かなければなりません。

男子は、帽子、手袋、杖などの類は、必ず取り除けて置かなければなりません。が、婦人は、結婚式に於いては、ボンネットや、包帯は取り除くものではありません。唯朝食に臨んだ時に、手袋を取り除くだけでございます。

又扇子を持つてもよろしい、冬に於いては、餘り華やかに粧飾しては可けません。服装は、何時も、時節を見はからつて、注意しなければなりません。

結婚の朝食、結婚式の朝食は、一個の大卓子で行つても、亦數個別々の卓子で行つても宜しう御座います。本來は、親密を表する意味に於いて、大卓子一個に、凡ての客が集るべきものでありますけれども、室の都合の悪い時などには、

已むを得ず、數個の丸卓を出して、客は別々に之に臨ましむる事となつて居ります。

室に入るのは、新郎、新婦が相携へて、第一に入るのでございます。それに續いて、新婦の父は、新郎の母の腕を執つて入り、新郎の父は、新婦の母と共に之に續きます。その次にベストマンが参り、續いて、介添人が入ります。最後に、來客は、順々に入つて参ります。介添人と、組になつてグループスマンが入つて來るのでございます。

そして、直に朝食が開かれます。主婦は、組になるべき紳士、令夫人を紹介いたします。若し立食でない場合に、又、室も一個の卓とする程大きくて、別々にする必要がなかつたならば、無論、來客には、便利の爲に、一々其の人の坐すべき處に、其の名を書いた紙を挿んで置くがよろしうございます。

新郎新婦は、之の卓子の正面、即ち結婚の菓子、正面の處に坐ります。新婦は、新郎の左側に坐ります。新婦の次が其の父で、新郎の母が、其の次、新郎の次は、新婦の母で、其の次には、新郎の父が坐ります。それから、介添人は、

新婦の向う側に坐り、其の間に、招待された紳士達が坐ります。卓の中央には、結婚の菓子（カキ）が据えられてあります。之の菓子は、多くは銀器に盛つて、生花、又は菓子で作つた花をもつて、飾つてあります。且卓の上には、澤山の花があり、其の色は悉く純白でなければならぬのでございます。孰れも、白き陶器に載せてあります。斯く、種々の立派な開食品が置き列べてあります。スープは、スープ皿に入れて出します。酒は、種々用ひますが、大體は、シャンペーンを用ふる事になつて居ります。時節によつては、氷を出してよろしいのです。それから、果物も出します。茶や珈琲は、斯う云ふ式場には、出さない事が多いので御座います。食後の手拭は、それが立食でなかつた場合には、勿論、出さなければなりません。献立表は、銀色に印刷して、其の式の行はれる家の名、番地、及び其の日の献立等を印刷して、置かなければなりません。朝食の終りには、結婚の菓子を出すのでございます。まづ給仕が之を取り上げて、新婦に與へますと、新婦は之を受けて、さきに、一片切り取ります。其

の残を給仕は持ち去つて、幾片にも切つて、さうして持つて来て、一人づつ、客の中を持ち廻はるのでございます。客は、例令、之を好んでも、好まなくても、其の一片は取らなければ、失禮となつて居ります。この菓子の一順が終ると、今度は演説と云ふ事になります。併し、この場合の演説は、今日では、段々なくなつてまゐりまして、眞の祝賀の挨拶だけをして、止める事が多う御座います。これを聞く方でも、致す方でも、餘り面白くもない、時間つぶしの事と思ふからでありませう。兎に角、之が終れば、新婦の爲に、健康を祝するのでございます。この時は、來客中の最上位の人か、又は最年長の友達がするので、此の時、新郎と新婦とは、之を受けなければなりません。次に、新郎の父が新婦の兩親の爲に、健康を祝し、新婦の兩親は、直ちに之に向つて答禮を致します。次に、新婦は、其の母、及び介添人と共に、其の室を出て、化粧室に行きます。此處で、其の純白の一生二度と着ない處の、結婚衣装を脱いで、色ある旅行服に着かへるのでございます。茲にて、皆が新婦に向つて、別辭を述べます。

それから、新郎に伴はれられて、新婚の旅途に登るのでございます。以上は、重に英國に於て、行はるゝ婚儀の大略でありまして、元より、之て盡したと云ふ譯てはありませぬ。日本に於いて、西洋風結婚を行はれる方も、無論之の儘に行なつては居りませぬ。が、やはり之等を根據として、適宜の禮を執行されるやうです。其はまことに當然の事と存じます。且、近來は日本式婚禮にも、餘程或點は、西洋式の食事とか、贈り物とかを、混合取捨して行はれる向が段々多くなるやうですから、爰にこれらの概略を、念の爲に述べて参考と致したのでございます。猶この西洋婚禮式に就いて、心得べき事の、二三を掲げて此の章を終る事といたしませう。これは、我が邦には、餘り多く必要を感じない個條ではあるやうですが、一つは前にも申した通り、偶にてもこれが行はるゝ時、其の招待に應じて、全く知らない時には、覺えぬ失禮をするかも知れませぬから、其の爲に概略を心得て置くといふのと、今一つは、西洋式も、中には、一寸之を斟酌して、多少我のに適用するも、宜からうかと、考へらるゝ節の無いでもありませぬから、まして、少しく贅言に亘るやうな事も、

財産の契約

一つ二つは載せる事と致しました。

一、夫婦財産の契約。西洋では、結婚が成立しても、財産は、夫婦別々に持つて居る習慣であります。て、其の契約をして、法律上動かす事が出来ない様にするのでございます。之をなすには、公證人立合の上でなければなりません。結婚数日前、公證人の家、又は、嫁の家に集まつて署名致します。公證人は、夫婦の契約書式を作つて、之を立合の人々の前で讀み、兩方の人々に向つて、異存がないかと問ひます。兩方、異存がなかつたならば、公證人は、筆を掣に渡します。掣が署名致しますると、今度は、之を、嫁に渡し、嫁がすめば、姑に渡します。それから、嫁の母、父と云ふ順に、署名いたします。そして、立合の人々の署名を乞ふので御座います。

二、法律上の手續。日本では、掣と嫁と、双方の両親とが連署して、屈書を出す事になつて居ります。外國の法律上の手續は、結婚者の一人が住んで居る、市町村に於いてするので御座います。其の地に住んでから、六ヶ月を経たものは、其の地の住人と稱する資格がある事になつて居るので御座います。

法律上の手續

て、結婚をする人は、其の地の公吏に、結婚揭示を請求いたします。之は結婚式から、十一日前に、結婚者の住所氏名を役場の揭示場に揭示するのでございます。若し、結婚者が、男が二十五才未満、女が二十一才未満である時には、本人の名を揭示しないで、父母の名を揭示いたします。これには、種々の条件があります。それは略す事といたしませう。日本人は、其の委しきことを覚える必要はありません。結婚の爲に、必要な證書は、ざつと次の通りでございます。

- イ、出生の證書、
- ロ、住處の証明書、
- ハ、後家ならば、前配遇の死亡證書、
- ニ、各役場の揭示の証明書、
- ホ、反対のなき証明書、反対あるならば、其の取り消証明書、
- ヘ、夫婦財産契約があるならば、公證人の証明書、
- ト、男子は、徴兵差支なしとの證明、

新婚旅行

チ、軍人ならば、父母の承諾以外に、將校の承諾、將校ならば、陸軍大臣の承諾。

三、通知書、結婚式が済んでから、八日程経て、遠方の親戚、知友等に通知書を發しませぬ。この通知書は、案内状の様に書きますけれども、御出席云々の文字は、勿論書きませぬ。

この通知書は、家族が發するのでございます。之を受けたる人は、直ちに其の新夫婦に對して、祝賀狀を出さなければなりません。

家族には、別に返事には及びませぬ。

四、新婚旅行、新婚旅行は、今日では、十五日乃至一ヶ月も経てからするものもあります。又之を都合によつては、廢してしまふ事も御座います。新郎、新婦は、この旅行の間は、全く二人切りで、一切の事を、二人が互ひに扶け合つて行くのでありますから、夫婦間の親しみは早くつくてあります。が、日本では家族制度で、夫婦許りてなく、他の家族の間柄も、大切にありませぬから、ます、その新婚旅行は、考へものであります。又結婚に

就いての法規も、軍人社會は、大分むつかしく成りました様ですが、他は左程むづかしくは無いやうです。一體法律で嚴重に縛らなければ、間違ひが出来るやうでは、其の實、道徳の隆んな社會とは云はれませぬ。何の形式を行はなくても、少しも間違ひが無いやうに、圓滿に正實にあつてこそ、夫婦の談らひなどは頼もしいのでございますから、法律などで、左程むづかしくなくとも、何の面倒も起らぬやうにありたいのでありますが、現今のありさまでは已む無くも、この西洋式に摸はなくてはならない様な、規則も出來て來るてありませう。

六、出産の式

出産は、日本では、家系を貴ぶ國柄だけに殊に子孫繼承の上に、重大なる事といたしてございます。何れの國でも、之を重大視しない處はありませぬが、祖先を崇拜し、其の血統を絶やさないのを以つて、孝行の第一義とする我が邦に於いては、この出産を非常に重んずるのは、正に然るべき處であらうと存じま

す。現今、普通に行はる、出産の式について、大略を述べることといたしませう。
 (イ)着帯。大抵、妊娠後、五ヶ月になりますと、着帯の祝ひをいたします。これにも、種々の作法があつて、中々やかましいものでございますが、當時は、大抵簡略になりました。さてまづ双方の父母、近親を集めて、祝賀の宴を張ります。里方の父母からは、紅白の絹、各八尺宛を紙に包み、熨斗を添へ、水引をかけて、樽肴と共に、妊婦に贈ります。産婆は、それを妊婦の腹部に巻かひるのでございます。これは、全く形式にとどまるものであります。然る後、適宜に、産婆の注意に従つて、フランネル等の輕暖な布片を、唯下腹部が冷えない程度に、緩く巻くが宜しいのでございます。
 (ロ)分娩の時の式。大昔は、出産には、汚れのあるものと考へて、別に産屋と云ふものを作り、産婦は、其の中に籠つて出産をしたものでございます。其の後、斯様な事はなくなりましたけれども、其の汚れを厭ふと云ふ考へは、後々までも、長く傳つて來まして、産室は、一切白色の、極めて清潔なものを選び、器

具も、産婦の衣裳も、悉く純白のものにいたしました。之は衛生上から云つても、極めて良い事でありますから、出来る限りは、これらの舊慣に従ひたいものでございませう。而し、何も彼も、白色にすると云ふ事は、經濟上、或は許されない事があるかも知れませぬから、せめて、梅の類、産婦の下着、生兒の着物位は、白きものにしたらば宜しからうと存じます。

家の者は、産婆を助けて、出産についての、一切の準備を残りなくしなければなりません。産婦が分娩しましたならば、家内の者は、極めて静肅にして、産婦の神経を刺激する様な事があつてはなりません。

(ハ)七夜。兒が生れて、七日目を七夜と申して、之の時、始めて、其の子の爲に、命名するのが、従來の禮であります。併し、現今では、子が生れたならば、三日の中には、出産届を出さなければなりません。従つて、命名は早く致した方が便宜でございませう。それで、七夜には、其の命じた名を披露の式として、祝賀の宴を張つた方が宜しうございませう。昔は、産養ひとて、七夜、二七夜、三七夜など、生家、並に近親等からの祝ひの盛宴を張つたものらしいござい

ますが、七夜は、産婦の心身の疲勞がまだ取れぬのですから、餘り家中大騒ぎをするやうな、盛宴は、縦令富豪の家だからと申しても、まづ張らぬ方が宜いと存じます。

又、親戚、朋友の出産見舞に参りましても、産婦には遇はずに返るが、寧ろ禮の意義に適つて居るのであります。但し極近い親戚は勿論極親しい友達などは、産婦や家族の請によつては、遇ふべきものでございませうが、それも餘り長時間に亘つたり、神経を刺激するやうな話などをしてはいけません。又、産婦の方でも、七夜迄は、縦令、遇ひたいと云ふ人がありましても、大抵は斷つて差支へ無いのであります。それも時機を見斗らひ、且産婦の健康、希望等を斟酌すべき事てございませう。

この、名を選ぶことは、現今では誰と云つて、一定して居らない様で御座います。昔は、近親中の最も幸福なる年長者か、又は最も兩親の尊敬する師父などに請ひましたので御座います。今は、多くは、父自から、之を命名する様であります。それもまた然るべき事てありませう。

命けた名は、奉書を横目録の様に、三つ折にして、其の中央に書き、白木の臺に載せ、樽、肴と共に、生児の室に供へます。この日、醫師、産婆、其の他の近親を招いて、宴を張るので御座います。産婦の未だ肥立ないとき御座いますから、來客も其の心をして、静肅にしなければなりません。前にも述べた所のものを、參酌致されたいのでございます。

官参

(二) 官参。生れて、百廿日目に、鎮守の宮に参ります。或は、五十日目とも申します。之は生児の氏神であるから御座います。官参の作法は、區々て一定して居りませぬ。現今東京にて行はれて居るのは、生母、又は祖母などが、其の子を盛裝させて、傅婢などに抱かせて参ります。所により、人によつては、産婆をして、或は自身にも之等は、敬神の念と、其の兒の爲に、祝福する念とから來たもので、寧ろ捨て難い美風であると存じます。

食ひぞめ

(ホ) 食ひ初。之も、百廿日目の儀式で御座います。生児の爲に食膳を作り、之を生児に薦めて、箸をとる儀式をするので御座います。これは、云ふまでもなく、母親が生児に代つて、箸を取るのてでございます。この式は、内々に行ふものと、又近親、親友等を招くのがあります。何れも、其の人々の家風もあり、貧富の程度にもよる事でありますから、適宜に行うて然るべきでございます。其の他、三歳になると、髪置の祝ひ、男兒は五歳で袴着、女兒は七歳で掻取着初、乃ち、俗に七五三の祝ひと云ふ事、男の元服、女の齒黒め、などは、近い頃まで行はれましたが、今は大抵廢れました。又女兒の雛の節句、男兒の幟の節句などは、今も随分行はれて居りますが、これらは何も略する事といたしませう。

七、年賀の式

之は、結婚、出産等とは全く別事でありませぬが、祝賀の一つでありませぬから、便宜上、茲に其の大略を述べる事と致します。

昔は、年賀と申しますと、四十を初老とし、五十、六十、六十一、(還暦七十、古稀七十七喜の字の賀)八十、八十八(米のいはひ)など、申して、行つたものでございませぬ。現今にても、物堅い家には、これらの凡てを行はふ處も、稀にはあ

りまするが、まづ大抵は、六十一の還暦、七十の古稀、七十七の喜の字、八十、八十八の米の祝ひ位が多く行はるゝやうでございます。其の上に、結婚の二十五年目の銀婚式、五十年目の金婚式などを行ふ様になりました。

(イ) 六十一の賀、所謂、還暦の祝で御座います。生れた時と同じ干支の、始めて再び廻つて来た時で、子供に回るとて、更に末長く榮えるやうにとの意で、祝つたのでございます。ですから、是の時の祝には、當人は、悉く赤い色のものを用ひまして、それから、赤裏などを着る事になつて居ります。

其の人の子や孫は、男子へならば、緋裏の外套、羽織など、又女子ならば、地赤の掻取などを贈つて、祝宴を張るのでございます。併し、現今では、六十位は、さほど老人とも思はず、六十位の年輩では、男子などは、まだ働き盛として、活動して、居る位でありますから。子供に還ると云ふ積りにしての祝ひをするなどは、如何てございませうか。斯う云ふ式は、時代の變遷につれて其の精神を變へて來るべきもので、今ならば、六十一年まで、兎に角奮闘して、世の中の勝利を得、そのために、子孫も、安全に暮らす事を得ると云ふ意味に行は

れたならば、よろしからうかと存じます。が、然し舊慣を忘れぬ爲に、赤い着物、子孫から贈るなども、人によつては行つても宜しいてありませう。

昔の式では、賀宴を鄭重にする時には、年の數だけ、屏風などさまぐの器具を作り、それには、皆賀意を加へ、意匠を凝したものであります。賀を受ける人からは、自筆の扇面とか、短冊、色紙とか、或は自詠の詩歌、自畫、其の他の意味を染め出した袱包などを、挨拶として出す事になつて居ります。之等は、其の儘用ひても宜しくありませうし、又幾分變化させて用ふも宜しいて御座います。

七十、七十七、八十、八十八、九十などは、それこそめでたい高齡に達したので御座いますから、其の長壽を得た幸福を、その老人の爲に、與ふべきだけ、祝うてあげたいもので御座います。之の祝賀についても、大抵の式は、六十一の時のを参照すれば、差し支へないのでございます。還暦に赤き物を祝つた如く、八十歳にして、鳩の枝といふのを祝つたので御座います。が、只今は、或一部に行はるゝに止まつて居ります。唯、其の時々に臨んで、賀意を表す事を

銀婚式

忘れてはなりません。結婚してから、二
 十五年も、五十年も、無事て居る事は、極めて目出たい事でございます。故に、
 家族の者は勿論、親戚、朋友も打ち寄つて、出来る限り、このめでたき老人の
 爲に、祝賀の宴を、盛んにする事は、然るべき事と存じます、されども、身分
 不相應に、驕奢な事を致すのは、云ふまでも無く宜しくありません。祝賀の方
 法は、矢張前の賀に規りて、之に、其の年齢に適する、特別の意味を加へれば、
 よろしいので御座います。
 凡て、賀宴はよろこばしいもの、目出たいものと云ふ上に、無事息災で、子孫
 細々として、榮えて行く事を、祝するのでありますから、其の賀を受ける人獨
 りが賓客で、其の他はいくら身分ある人でも、云はゞ主人の様なものでござい
 ます。それゆゑ、他の者は、出来る限りの注意をして、其の當人を喜ばしめな
 ければなりません。
 銀婚式、金婚式になつては、其の夫婦が主人となつて、他を招くのであります

が、或は、子供から、これを祝つて上ることもございます。これも、其の心得
 に於いては、少しも違つた處はなからうと存じます。そして、銀婚式には、な
 るべく、銀製や銀色の物、金婚式には、金製や、金色の物を用ふる事が、慣例
 でございます。

第七章 葬祭禮に関する禮

人は吉事に對しての祝賀を受けるよりも、凶事に當つての同情が、何れ程感しく
 感ずるか知れませぬ。親戚、朋友などの交際は、事ある時に當つて、頼み頼ま
 るゝ爲にこそ、最も必要であるのでございます。それですから、縁者となり、
 朋友となつて居ながら、斯る時の禮を缺ぐやうでは、所謂親類甲斐も、朋友甲
 斐もない譯であります。否、禮の形式以上、衷心慰めもし、助けも致したいも
 のでございます。
 又、不幸にあつた者も、斯う云ふ時には、耐へ難い悲みの心をも勵まして、極
 めて、静肅に又極めて嚴重に禮を守るべきでございます。歎きに取り亂して、

見苦しい容子があつたり、或ひは、冷淡にして、放縱な態度がありましては、日頃の修養の浅さも、推し量られて、如何にも残念な次第ではありませぬか。さて、葬祭に關する禮を茲に申しませう。

如何なる時と雖ども、凶事があつたならば、必ず禮を缺いてはなりません。吉事に對しては、よしや禮を省く事があつても、先方でもさまで思ひますまいし、自分の心にも多少許す所もありませうし、又世間からも、左程の批難も致しませんまいが、凶事に對して、禮を缺く様の事があつては、自分の心にも濟まず、世間も、先方も、冷淡とも思ひ、同情のない様にも當りませうから、之は、よく／＼注意して、能ふべきだけ、禮を盡したいものがございます。

一、忌服

喪の制

忌服と云ふのは、血縁の人が死去したのによつて、其の忌に服するので、この間は、非常に静肅に、謹んで哀悼の意を十二分に表せなければなりません。忌服には、大喪、父母、夫の喪、祖父母、及び近親の喪などもあります。

國喪
大喪

大喪と申すのは、國喪の事で御座います。我等が尊親し奉る處の皇室に御不幸のあらせられた時で、この場合は、帝國を民たるものは、悉く喪に服さなければなりません。

崩御の場合は、之を諒闇と申します。之は最も重き國喪である事は、申すも畏れ多い事でございます。その他、何れにしても、國民としての不幸は此の上もない事でございます。希くは、一生、この期には遇はずにしまひたいものであると念じて居る次第でございます。

國喪は、現今は大抵一ヶ年で御座います。之の間を、三期に分けて、音楽、舞踏の停止があり、喪服、喪章の制定なども、其の都度、布達になりますから、國民は、謹んで其の制によつて、喪に服さなければなりません。

父母、又は夫の喪、之は近親中の近親で、之の喪に服さなければならぬのは、悲哀の極でございます。忌が五十日、服が十三ヶ月の定めになつて居ります。支那では、三年喪に居ると云ふ事があつて、其の間は、何もしないで、唯々、父母を慕つて居るのだと云ふ事が御座います。日本でも、從來は、孝子の、隨

分三年の喪に服じた例が段々あります。現今と雖も、父母を思ふ情には、少しも變りはないでも、社會の狀態からして、とても、其のやうな事は出来かねます。すけれ共、せめては、忌五十日、服十三ヶ月の間は、謹んで居らなければなりません。

小喪

喪中と雖も、日常の事業は、執る事は出来ません。官職にあるものは、除服出仕と云ふ事になります。併し、之は禮法の本儀から云つては、除外例なのであります。従事するのは、已むことを得ませぬから、平生のやうに務めて宜しいが、うちうちの身の行ひは、凡て喪中の心得でなければ成りませぬ。父方の祖父母、及び夫の父母に對する喪は、忌三十日、服百五十日、母方の祖父母、兄弟、姉妹、及び妻と、嫡子の喪は、忌二十日、服九十日、母方の伯叔父母、嫡孫は忌十日、服三十日、從兄弟、從姉妹は、忌三日服七日でございます。忌中が過ぎたからとて、なほ服中にあるのでありますから、能く靜肅に謹んで、禮を守つて居るべきでございます。

昔は、忌中は忌中の衣服其の他の物も、色は黒にして、衣服の地質なども、一定の規則を嚴守したものであります。今は、上流の或小部分にのみ、僅かに行はれる位のもので、西洋人の嚴かなるには、及ばなくなつたのは、誠に残念な事でございます。昔の歌に、

限りあれば今日ぬきすてつ藤衣

果てなきものは涙なりけり

といふのがあります。これは忌服が済んで、更衣の時の歌てありますが、實際、斯うもあるべき道理で御座います。

二、訃音弔詞

不幸があつた家では、取り敢ず、之を、近親、知友に報告するが禮でございます。さて、この報告に接した人々は、何を措いても、其の家に行つて、弔詞を述べなければなりません。若し、自分が遠方に居て、行く事が出来なければ、手紙で以つて、弔辭を述べるのでございます。又時としては、電報を打つこと

篤の報

もありません。

病人が危篤に成つた時には、近親、親友には、電話、又は書状使にてを以つて、其の旨を報せ、遠方へは、電報を遣はすが禮でございます。これは、大患者には、大抵、醫師が嚴禁して、まづなるべく、他に遇はせぬものでありますから、もうとても、回復がむづかしいと云ふ見込が附いた時には、生前の別れに、近しい人には遇はせるのでございます。

危篤の報を得て、集まつた人々は成るべく心を落ちつけて、誠意、誠心、以つて、慰藉をも、加勢をも致すべきであります。家族の人は、孰れも、一方ならぬ心配やら、看護の勞れやら、心身共に、稍もすれば、常を失ふてありませうから、外の人々が、能く確乎して居て、手助けにも、力にもなつてやらなければなりません。

死去の報

死去を報知する書状は、鼠色、所謂純色の紙に、墨も少し薄くして書くものであります。今日では、西洋風に倣つて、状紙も、状袋も、白色の紙に、黒い縁を取る事となりました。之は、何れでもよろしうございませう。が、其の縁の中は、忌中は一サンチメートル、服中に至れば、其の四分の一を減ずるのが禮となつて居ります。之を受けた人は、一見して、凶事の報知であると云ふ事を知るのてでございます。

報告書に書く姓名は、宗族の代表者とか、又は、死者の親友とかであるのが、本儀であります。之も漸次變化して、今では、死者の親子、兄弟、夫や妻などが署名する様にもなつたやうてでございます。之が、今は普通のやうになりましたから、後者に従つても、可いでせうが、前者は、禮の最も正しいものでございます。

凶事の報告に接した時、返事をするには、昔は、矢張鼠色の紙を用いたものであります。が、今では、大抵、普通の白紙を用ひます。唯、手紙には返し書きをしません。紙も折り返して巻かぬ事になつて居ります。これは再びすると云ふ事を思ひからてでございます。

文句は、報告の時は、別に餘計な事を書いては可くませぬ。死者に最も親密な人に送るにしても、病氣、其の他の事は、通知書に詳しく書いてやる必要は無い

のでございます。併し、親密な人にやるには、成るべく、詳しく書いた方が可いのであります。

返事にも、くだくしい事は、書く必要もありませんが、死者を惜み悲しむ意と、死者の追憶とは、熱心に同情ある、文句で書いてやるがよろしう御座います。

三、葬儀

葬儀は云ふまでもなく、能ふべきだけ、鄭重にしなければなりません。それは、其の人に對して、此の世に於いての最後の式であるからで御座います。然し、盛にするに申しても、唯、儀式の末に走つて、精神に於いて、欲乏して居たならば、何にもなりません。葬儀は、まづ哀悼の涙の、眞に多いのが第一でございます。死んや、身分不相應に、形式を立派にする如きことは、決して致してはなりません。

送葬の儀式は、宗教上の關係によつて、一定しては居りませぬから、其の方は、斯うと推し極めて申す事は出来ませぬ。が、兎に角、まづ、親戚、親友等の中

より、親切にして、且物馴れた人を儀式係となし、一切、其の人に指圖をさせるが、よろしう御座います。近親、家族のものでは、愁傷の折柄ゆゑ、却つて、自分で指圖などはせず、儀式係に打ち任せたがよろしう御座います。扱、儀式係に選ばれた者は、云ふまでもなく、誠意誠心其の職に當り、儀式一切の故實を調べ、費用から、順序から、萬端の責任を、盡さなければなりません。式は莊嚴で、且迅速に順序よく搬ぶやうにあらなければなりません。斯う云ふ時には、何分ごたくして、時刻なども遅れ勝になるものでありますから、よく注意すべきでございます。會葬者の厚意を無にせぬやうに、受附を設け、一々其の姓名を記さしめ、そして猶、墓地に就きての準備、式の順序などは、十分行き届いて、會葬者に、迷惑をかけぬ様にしなければなりません。

神葬式ならば、すべての誄辭の終つた時、喪主まづ席を離れて、玉串を捧げ、それから、順々會葬者が之に従ひて捧げます。佛式ならば、讀經中焼香をいたします。此等は、一々其の式を司る神官、又は、僧侶の指揮に待つてするのでございます。

會葬者の拜禮、焼香等が済ましたらば、喪主、及び親戚の人々は、退散の時出口に立つて、一々無言のまゝて禮をなし、葬儀係の上席の人は、簡単に、會葬者に謝意を述べて、大抵は之から、退散するのでございます。

會葬者は、大抵は、かねて定める休息所に入つて、待つて居ります。柩がまゐりますると、其の時立ち出て、禮をなし、柩のあとから、靜肅に式場に入ります。設けの座席についた時も、常に靜肅を保つ可きは云ふまでもありません。

玉串、又は焼香の禮を致します時は、玉串ならば、右の手で枝を持ち、其の端に左の手を添へ、靜かに靈前に進みて、一禮して、枝の本を先方に向け、末を手前にして、八足臺の上に置き、拍手の上一禮して後、三足退き、向き直つて歸ります。

又焼香の場合には、靈前に進んで一禮し、香を右の手につまみ、三回香爐に燻べ、禮拜して三足退き、もとの座に歸ります。香は一人づつ、香包を持つて居るのが正式ではありまするが、今では、大抵は略して、備へつけの香を焼くやうてございます。

喪服は、正式に申しますると、日本服ならば、重服には、(大喪即ち父母夫の喪)前條衣服の所に載せた通りの定式に従つて、着用致します。

そして、大喪中五十日間は、重服の服を着用し、輕服中は、輕服の服を着用する筈でございますが、今は遺憾ながら、この禮式に従ふ人は少なくなりました。

西洋服装は、カシミヤ、又はそれに類似の黒無地の服に、黒の縮紗を飾り、帽も黒く、それに黒の縮紗をつけて、長く後ろに垂れて居ります。

五十日過ぐれば、帽の紗を短かくし、服の紗の飾を少くいたします。之の五十日以内は、手袋には、皮を用ひないで、艶のない黒いものを用ひます。

喪に重服輕服の差があるのは、つまり、大小の喪によつて、服装の異なるから起つたのだと申すことで、昔は、極めて、これらの禮式が嚴重でありました。

西洋では、今でも、喪中の規則が嚴重に行はれて居るのでありまするが、我が邦では、何時の間にか、之の制度がゆるんでまゐりました。それは、服装の上にも、風俗の上にも、非常の變化が來た際に、遂に斯様に亂れてしまつたのでありませうが、今日では、殆ど喪服を附けて居る人も、少ない様になつたの

は、何うも宜しくない事であらうと存じます。忌中は、室内の裝飾や、すべての物も、正式に行ふことは、むづかしくとも、せめて、艶のない地味なものを着用するがよろしうございます。

四、祭典其の他

神葬では、十日祭、二十日祭、三十日祭、五十日祭等がございます。五十日祭がすめば、忌明てありますから、其の時の事について、世話になつたり、同情を受けた人々の家を訪問して、禮を述べなければなりません。同佛式によりますと、初七日、二七日、三十五日、四十九日となつて、其の日

に佛の供養をなし、忌明は、やはり五十日以後でございます。其等の祭式には、神前、又は佛前で、相當の祭典供養を行ふのが禮であります。其の時には、近親を招いて食膳を供し、死者の追憶をするのであります。今は、大抵は、神式では十日祭、五十日祭、佛式では、初七日、四十九日、或は短縮して、三十五日位に供養をする様でございます。

神祭

供養

贈り物

記念品

忌明の時には、かへしと云ふ事を致します。これは、今度の事について、吊意を表する爲に、物品を贈られた方への答禮をするのでございます。この品物は、地方に、よつて、種々あります。大抵は餅、蒸物、袱巾などでございます。此の頃では、其の代りとして、金圓を慈善病院、その他、孤兒院などに寄附するのがあります。一體、凶事に答禮として、物を贈るは、ちと理にかなはぬやうてございませうが、これはもと死者の祭典、供養の時、一々大勢の人を招く譯にも参らぬから、膳部をも贈るべきであるが、それも餘り郷重て、出来かぬ故、菓子だけを贈つた禮の餘波と、又一つは死者の記念なる物品を贈つたのと、二様の意義から出たやうてでございます。死者の手に近に使ひならした品物を、近親、或は生前懇意であつた人々にわけ事も致します。之を紀念分けと申します。之等は、死者の記念にして、何品に限らず、自分の手許に置き、時々思ひ出の種にするものでありますから、其の品の善悪は、第二でありまして、成るべくは其の人の手に觸れたものを喜ぶ筈でありますから、硯石、書物、煙草入、詩歌の短冊、其の他の中で、適當なも

後編 第七章 葬祭禮に關する禮 四、祭典其他

のを、適當の人に、分けて與へるが宜しいと存じます。此の紀念分に、近親の人々か、利慾の争ひを起す様な事は、誠に沙汰の限りでありますから、よくよく謹まなければ、ならない事で御座います。

凡て、喪に居る人は、人情の自然として、見るもの、聞くものも、愁の雲に閉されて、心の晴るものではありませぬ。この情は、男も女も、賢さも、愚かなるも、老いたるも、若さも、皆一様であるべき道理でございます。然るに、稍もすれば、死者が墓所の土、未だ乾かざるに、近親の間柄で、遺産争ひが起つたり、紀念分の多寡で、紛擾が始まつたりするやうな、浅ましい不可思議な事を、時々耳にする事があります。これは誠に悲しむべき次第で、殆ど、人情の上から申しては、解す可らざるのであります。恐るべき慾情の爲には、憐憫な人さへ、迷ひの淵に陥ることが無いとも云はれませぬ。斯の如きは、非禮の極で、萬物の靈長たる人の行ひてはありませぬから、能く自ら戒めなければなりません。

神祭、佛事ともに、一周年に至りますれば、祭祀、又は佛事を營みます。神道

には、之を一周年祭と申し、佛法にて、之を一周年忌と申します。孰れも、死者の靈を祭り、追善を致すのでありまして、此の際、親戚、知人を招き、要前に拜禮して、祭典、供養等をなし、然る後に、膳部を出し、來會者に供するのでございます。けれども、これは中以上の家、若しくは昔堅氣の地方では、現今でも、よく行はれて居ります。中より以下の人、殊には、事多い都會の住民は、これらの禮を略することを、餘義無くせらるゝのでございますが、外に事は兎も角も、祭祀、佛事は、孝道の一つであつて、過去を忘れぬ人情の厚さに従ふ次第でありますから、能ふべくは行ひたいものであります。然しながら人々の身分には等差があり、財産にも多少があつて、心に任せかねる事も往々あるものデすから、左様の時にはたゞ誠心誠意、其の力に及ぶだけの祭りをなし、家内一同で、靈を慰めればそれで宜しいのでございます。又、かゝる時に招待を受けた人は、玉串料とか、香料とかを持參して、靈前に向向にも宜しく、生花、果物、菓子等、適宜に呈しても宜しいのでございます。

婦人禮法
 この他、歌會、茶會、書畫會、插花會等、なほさまざま、禮法上心得べきことも
 澤山あります。これは、その道々を學ぶ者は、必ず其の道の師によつて、教
 を受くることとありませうし、且限りある冊子に、これらの總べてを藏めよう
 とすれば、餘りに紙數のみがかさむ怖れがありますから、茲にはまづこれだけ
 て筆を擱ぐことに致しませう。

婦人禮法終

婦人禮法
 附 奧

不許
 複製

定價
 金壹圓五拾錢

明治四拾四年七月五日印刷	
明治四拾四年七月八日發行	
著 作 者	下 田 歌
發 行 者	增 田 義 一 <small>東京市京橋區南紺屋町十二番地</small>
印 刷 者	佐 久 間 衡 治 <small>東京市京橋區西紺屋町廿六七番地</small>
印 刷 所	株式會社 秀 英 舍 <small>東京市京橋區西紺屋町廿六七番地</small>
發 兌 元	東京市京橋區南紺屋町十二番地 實業之日本社 電話京橋八七四番八七五番 郵便貯金振替口座參貳六番

本 社 大 賣 所

東京市	東 京 堂
東 海 堂	北 陸 館
上 田 屋	至 誠 堂
其 明 堂	六 區 市
盛 文 館	杉 本 書 店
東京市	東 枝 律 書 房
名古屋	川 瀨 書 店
久 留 米 市	菊 竹 金 文 堂

▲島田理鶴先生述

▲古插花の栞

新 大版全一冊 畫入頗美本
▲定價壹圓五十錢 小包十二錢料

本書は古流花道の秘傳萬法悉く網羅し活け方、
撓め方、飾り方、根締め方、水の湛へ方等より
四季百花の挿方其の他器具の用法種々の心得等
極めて丁寧親切にして恰も手を取りて教ふる様
に記述したり殊に幾百の挿繪を添えたれば何人
も之に依りて容易に習熟し得るは勿論素養ある
者は直に奥義に精通せしむ、初學者、獨習者は
勿論熟練者にも絶好無二の良書として推薦せざ
るべからず。

▲下田歌子女史著

▲婦人常識の養成

四 大版全一冊 金文字入
▲定價壹圓五十錢 送料十二錢

現今婦人に關する問題多ありと雖常識の修養
より必要なるはなし、茲に於てか我國婦人界に
於て名望學識兩つながら一代に冠たる下田歌子
先生、半生の心血を傾倒して本書を草せらる、
發行以來江湖の大歡迎を受け、諸新聞は筆を揃
へて激賞し、教育家亦口を極めて近來の名著と
叫ばる、今や苟も文字を解する婦人は本書を座
右に備へざる可からざるに至れり。

實業之日本社發行圖書總目錄

●史傳地理書類

- 農法學博士新渡戸稻造君序 山方香峰君著
▲十大德教家傳 大版上製 正價四十七錢
若宮卯之助君著 上製 舊留小包十八錢
- 米國史 大版上製 正價四十七錢
ルーズヴェルト原著 法學博士遠山瀧君山崎梅處君共譯 郵稅拾二錢
- 偉人クロムウエル 大版上製 正價八錢
農法學博士新渡戸稻造君序 山方香峰君著 郵稅八錢
- 新武士道 大版上製 正價八錢
岡三慶翁著 金文字入 郵稅八錢
- 新武士道實話 大版上製 正價八錢
山方香峰君著 金文字入 郵稅八錢
- 一人近世人傑傳 大版上製 正價八錢
山方香峰君著 金文字入 郵稅八錢
- 世界豪の片影 大版上製 正價八錢
報知新聞記者 佐瀨辭權君著 金文字入 郵稅八錢
- 當代の傑物 大版上製 正價八錢
報知新聞記者 佐瀨辭權君著 金文字入 郵稅八錢

●實業之日本社著 石井白蟻君著

- 米國成功十傑 美全一冊 正價五拾錢
- 福田琴月君著
▲偉人の少年時代 金文字入 正價六拾五錢
- 中野觀象君著
▲新外國商業地理 大版上製 正價五拾五錢
- 宮田千年君著
▲世界商業史綱 大版上製 正價六拾錢
- 大隈伯序 福田琴月君新著
▲世界偉人傳 大版上製 正價四拾貳錢
- 加藤政之助君著
▲滿洲處分 大版上製 正價卅五錢
- 長谷川宇太治君著
▲渡清案内 大版上製 正價卅四錢
- 市吉徹夫君著
▲地理と商品 大版上製 正價廿五錢
- 大隈伯序 三宅有賀田中節博士追懷文
▲天下の記者 大版上製 正價五拾錢

鈴木光次 耶君著
●現代名流奇談 全中一册版 郵正稅價四冊錢

桑谷克堂 君著
●成功富豪の面影 美全一本册 郵正稅價五拾錢

實業之日本社編纂
●日本富豪の家風 美全一本册 郵正稅價五拾錢

京都大學圖書館員 佐竹喬藏君編
●末勤王烈士手翰抄 金上文字入製 郵正稅價四拾錢

前カラチン女學堂教頭 一宮操子女史著
●蒙古土產 金大阪文字入製 郵正稅價八拾錢

●經濟產業書類

專修學校法政大學教師法學士 工藤重義君著
●經濟財政要義 金大阪文字入製 郵正稅價四拾錢

米國エクルストン氏著 蘆川忠雄君譯
●處世經濟法 全中一册版 郵正稅價四冊錢

米國イリ博士 クキツクワ博士共著
●經濟學提要 金大阪文字入製 郵正稅價八拾錢

米國ゼンクス博士原著 別府丑太郎君譯述
●產業合同論 金大阪文字入製 郵正稅價八拾錢

商業學士小林行昌君 土屋長吉君共著
●中等經濟學 全大一本册版 郵正稅價四拾錢

土屋長吉君著
●應用經濟學 全大一本册版 郵正稅價四拾錢

淺井藤 侃君著
●新農業經營 全大一本册版 郵正稅價四拾錢

宮入辰右衛門君著
●經濟的育意法 全大一本册版 郵正稅價四拾錢

カネギ一翁著 伊藤重次郎君譯
●富の福音 全洋一本册版 郵正稅價四拾錢

川上善兵衛君著
●葡萄提 全大一本册版 郵正稅價四拾錢

法學博士 天野爲之君著
●經濟策論 金菊文版文字入製 郵正稅價四拾錢

●衛生書類

醫師 武藤孝作君著
●家庭應急手當法 全中一册版 郵正稅價四拾錢

報知新聞記者 中村木公君編
●名家長壽實歷談 金中文字入製 郵正稅價八拾錢

東京朝日新聞記者 杉村健次君著
●肺病全快談 全中一本册版 郵正稅價五拾錢

農學博士 玉利寧造君著
●冷水浴の實驗と學理 全中一本册版 郵正稅價四拾錢

萬朝報記者 中島氣靜君著
●禁酒禁烟の五年間 全大一本册版 郵正稅價四拾錢

醫學博士 加藤照磨君校閱 西谷龍顯君譯著
●最新育兒法 美全一本册 郵正稅價七拾錢

英國ノールン著 海嶽生譯
●思想健全法 全中一本册版 郵正稅價四拾錢

蘆川忠雄君著
●心機轉換法 全中一本册版 郵正稅價四拾錢

●商業實務書類

英國クラングキル博士著 海嶽生譯
●簡易安眠法 全中一本册版 郵正稅價四拾錢

英國クラングキル博士著 海嶽生譯
●神經健全法 全中一本册版 郵正稅價四拾錢

蘆川忠雄君著
●頭腦明快法 全中一本册版 郵正稅價四拾錢

英國クラングキル博士著 蘆川忠雄君譯
●最新記憶法 全中一本册版 郵正稅價四拾錢

米國ウクレター、デー、ムツテイー著 堀内新泉君譯
●店頭新販賣術 全大一本册版 郵正稅價五拾錢

金澤商業學校長中野觀象君編 島山觀成君書
●實用商業文練習帖 手和本習本字 郵正稅價四拾錢

土屋長吉君著
●商戰必勝 全中一本册版 郵正稅價六拾錢

● 商工執務法 土屋長吉君著 全大一冊版 正價五拾六錢	● 實業の鍵 カノキ一君著 伊藤重次郎君譯 全大一冊版 正價五拾六錢	● 商業修身訓 前金澤商業學校校長 永野耕造君著 三上中下冊 正價四拾八錢	● 商業書信文範 中野觀象君著 大阪全一冊 正價四拾六錢	● 英國商用文教科書 商業學士 小林行昌君著 大阪全一冊 正價四拾五錢	● 實業の帝國 カノキ一君著 小池清一君譯述 附力辭評傳錄 正價四拾五錢	● 富の福音 カノキ一君著 伊藤重次郎君譯 全洋一冊裝 正價四拾八錢	● 實業指針 男爵前島密君序 澤村海地兩君共著 國民實業 全大一冊版 正價五拾八錢	● 商品と其荷造法 岡秀太郎君著 全大一冊版 正價五拾八錢	● 生命保險提要 德時貞夫君著 全大一冊版 正價五拾六錢	● 銀行と會社 市吉徹夫君著 全中一冊版 正價四拾五錢
---	--	---	--	---	--	--	--	---	--	---

● 商品と商業經營 土屋長吉君著 全中一冊版 正價五拾六錢	● 最新販賣術 土屋長吉君著 全中一冊版 正價五拾六錢	● 商業繁榮策 土屋長吉君著 全中一冊版 正價五拾六錢	● 最新商業要綱 土屋長吉君著 正價並製八拾五錢 各郵八錢	● 簡易商業學 土屋長吉君著 上下二冊 正價四拾八錢	● 新外國商業地理 中野觀象君著 大阪全一冊 正價五拾八錢	● 世界商業史綱 宮田千年君著 大阪全一冊 正價六拾八錢	● 最新事務法 男爵 後藤新平君序 西村正雄君著 全中一冊版 正價六拾六錢	● 英國商業事務 商業學士 小林行昌君 下平精一君共著 全中一冊版 正價四拾二錢	● 最新式記帳法 實業之日本記者 都倉義一君著 全大一冊版 正價七拾八錢	● 單式簿記 中野觀象君著 改良 全大一冊版 正價四拾五錢
---	---	---	--	--	---	--	---	--	--	---

● 利廻早見表 千代田生命保險會計課長 興石丑太郎君著 全大一冊版 正價四拾五錢	● 實業讀本 近江屋實店員 奥村喜一郎君著 美裝全一冊 正價五拾五錢	● 最新商業算術 五十嵐次郎君著 全中一冊版 正價四拾八錢	● 商賈と勘定 西岡英夫君著 全中一冊版 正價四拾八錢	● 商業書信活法 中野觀象君 高岡昭君共著 全大一冊版 正價五拾八錢	● 商業簿記獨習書 竹内正太郎君著 美並上一冊 正價八拾五錢	● 最新商業簿記 竹内正太郎君 村松玄君共著 全大一冊版 正價六拾六錢	● 地理と商品 市吉徹夫君著 全中一冊版 正價四拾五錢	● 渡韓成功法 朝鮮日日新報社著 全中一冊版 正價三十五錢	● 富豪の面影 桑谷克堂君著 全中一冊版 正價五拾六錢	● 小僧學問 篠田鐵造君著 袖假名珍 正價四拾錢
--	--	---	---	--	--	---	---	---	---	--

● 立身と繁昌 西岡英夫君著 全中一冊版 正價四拾五錢	● 米國の商店 在米 柿西藤一郎君著 全中一冊版 正價五拾六錢	● 修養書類		● 品性の勢力 藤川忠雄君著 全中一冊版 正價四拾八錢	● 自助の精神 米國前大統領ルーズヴェルト氏原著 山崎梅庵君譯述 全中一冊版 正價四拾五錢	● 自助の論 波多野鳥舉君著 全中一冊版 正價五拾六錢	● 新武士道實話 同編 新三度君著 全中一冊版 正價八拾錢
---	---	---------------	--	---	---	---	---

● 健全なる常識 波多野島峯君著 全大版上製 正稅價八錢	● 沈着心の修養 蘆川忠雄君著 全中一册版 正稅價四錢	● 交際術の修養 蘆川忠雄君著 全大版上製 正稅價八錢	● 黙想 樋口配天君著 全中一册版 正稅價四錢	● 日常の言語 蘆川忠雄君著 全中一册版 正稅價四錢	● 人格の鍛錬 蘆川忠雄君著 全中一册版 正稅價四錢	● 偉人修養の徑路 高須梅溪君著 全中一册版 正稅價五錢	● 奮闘吐血録 雨宮敬次郎君著 全中一册版 正稅價六錢	● 意志の鍛錬 蘆川忠雄君著 全中一册版 正稅價四錢	● 讀心術の修養 蘆川忠雄君著 全中一册版 正稅價四錢	● 克己心の修養 蘆川忠雄君著 全中一册版 正稅價八錢
--	---	---	---	--	--	--	---	--	---	---

● 人格の光輝 江口岳東君著 全大版一册 正稅價六錢	● 樂天の勝利 岡田マイア氏著 全大版一册 正稅價四錢	● 新時代の青年 實業之日本記者(公開狀) 全中一册版 正稅價四錢	● 教育勅語要義 文學博士 井上哲次郎君校閱 植村道次郎君著 全大版一册 正稅價四錢	● 快活なる精神 米國マードン翁著 波多野島峯君譯述 全中一册版 正稅價四錢	● 人生の慰安 法學博士和田垣謙三君序 蘆川忠雄君著 全大版一册 正稅價五錢	● 常識の修養 島田三郎君序 蘆川忠雄君著 全大版一册 正稅價五錢	● 實務才幹訓練 男爵 淺澤榮一君序 蘆川忠雄君著 全大版一册 正稅價五錢	● 人生の奮闘 男爵 前島密君序 蘆川忠雄君著 全大版一册 正稅價六錢	● 人生の妙味 英國男爵 エイヴベリー卿 ラボック共氏著 正木照藏君譯 全大版一册 正稅價八錢	● 樂天の生活 伯爵 大隈重信君序 蘆川忠雄君著 全大版一册 正稅價八錢
--	---	---	---	---	---	--	--	--	---	---

● 品性の光輝 實業之日本記者 岳潤生著 全中一册版 正稅價六錢	● 心機轉換法 米國トマス、ラーチング氏著 堀内新泉譯述 全中一册版 正稅價四錢	● 不平慰安法 蘆川忠雄君著 全大版一册 正稅價六錢	● 觀察力修養 蘆川忠雄君著 全中一册版 正稅價四錢	● 雄健の氣象 英國フキリス氏著 蘆川忠雄君譯述 全中一册版 正稅價四錢	● 自彊術 堀内新泉君著 全中一册版 正稅價五錢	● 決斷力修養 蘆川忠雄君著 全中一册版 正稅價四錢	● 勇者の世界 實業之日本臨時增刊 全大版一册 正稅價廿貳錢	● 人格の修養 實業之日本臨時增刊 全大版一册 正稅價廿貳錢	● 新時代の奮闘 實業之日本臨時增刊 全大版一册 正稅價廿貳錢	● 商才修養の實驗 佛國大同屋主人ヒエール氏著 前田越嶺君譯述 全中一册版 正稅價五拾錢
--	---	--	--	---	--	--	--	--	---	---

● 成功青年立身訓 野田叱電君著 全中一册版 正稅價三十錢	● 失敗の活用 蘆川忠雄君著 全中一册版 正稅價四十錢	● 青年自尊の修養 高橋男爵 波多野島峯君著 全大版一册 正稅價八十錢	● 座右銘全集 藤原楚水君編 全中一册版 正稅價八拾四錢	● 新國民の修養 海老名正君著 全大版一册 正稅價八拾四錢	● 奮闘の教訓 ルーズヴェルト氏著 山崎梅處 松宮春一郎君共譯 全大版一册 正稅價八拾四錢	● 獨立自尊 慶應義塾長 鎌田榮吉君著 目下印刷中
---	---	---	--	---	--	--

●語學數學書類

- 英語正確使用法 高橋五郎君著 金文字入製 正價六拾錢
- 日清英會話 上海同文書院校友 谷原孝太郎君著 紙函入製 郵正稅價八錢
- 英語熟達法 高橋五郎君著 全中一册版 郵正稅價五拾錢
- 英語句讀法 高橋五郎君著 全中一册版 郵正稅價六拾錢
- 現代數難問詳解 米國理學博士 大木新三君 鈴木精一君共著 金文字入製 郵正稅價七拾錢
- 實用珠算教科書 渡邊德兵衛君 小里運八君共著 全六一册版 郵正稅價五拾錢
- 最新珠算全書 高岡、上田、中宮三君共著 全六一册版 郵正稅價六拾錢
- 最新商業算術 五十嵐次郎君著 全六一册版 郵正稅價八拾錢

●婦人家庭書類

- 花むすび 京都師範學校教諭 木内菊次郎君著 全六一册版 郵正稅價五拾錢
- 折衷新案菓子製法 梅田燭菜君著 全六一册版 郵正稅價八拾錢
- 實話婦人のかかみ 報知新聞記者 中村水公君編 全大版上製 郵正稅價七拾錢
- 家庭應急手當法 醫師 武藤喜作君著 全中一册版 郵正稅價四拾錢
- 刺繡獨習法 實踐女學校講師 長谷川岩吉君述 全六一册版 郵正稅價六拾錢
- 折紙と圖畫 京都師範學校教諭 木内菊次郎君著 全六一册版 郵正稅價六拾錢
- 生活衣食住 山方香峰君著 全大版上製 郵正稅價四拾錢
- 家庭菓子製法 梅田燭菜君著 全六一册版 郵正稅價六拾錢

- 婦人の日常生活法 村井弦齋君著 特別上製 壹圓廿錢 郵稅拾貳錢
- 弦齋夫人の料理談 石塚月亭君編 第一編 三册 正價各六拾錢 郵稅八錢
- 家庭理科 東京職工學校教諭 本間鶴治君著 全六一册版 郵正稅價七拾錢
- 西谷龍顯君の答 西谷龍顯君著 全中一册版 郵正稅價二拾錢
- 娘に與へたる母の書簡 堀内新泉君著 後編 四拾錢 郵稅八錢
- 家庭日常の實驗 報知新聞記者 天野誠齋君編 全六一册版 郵正稅價四拾錢
- 女子處世訓 米國女學記者 ベニン氏著 實業之日本社翻譯 十三餘百頁 郵正稅價卅五錢
- 赤堀吉松、赤堀峯吉、赤堀菊子三君共著
- 日本料理法 赤堀吉松、赤堀峯吉、赤堀菊子三君共著 全大版 郵正稅價七拾錢
- 西谷龍顯君著
- 婦人の重寶 西谷龍顯君著 全大版 郵正稅價五拾錢
- 最新育兒法 加藤醫學博士校閱 西谷龍顯君譯者 全一本册 郵正稅價七拾錢

- 中島文學博士序 長野縣高等女學校校長 波多野市松君著 三輪町眞佐子女史序 阿部長咲君著 全大版上製 郵正稅價七拾錢
- 健全なる家庭 實業之日本社編纂 全中一册版 郵正稅價廿五錢
- 日本富豪の家風 日本石油會社會計課長 竹田常治君著 全六一册版 郵正稅價五拾錢
- 實用家計簿記 日本石油會社會計課長 竹田常治君著 全六一册版 郵正稅價四拾錢
- 食物のかかみ 婦人世界臨時增刊 全菊一册版 郵正稅價五拾錢
- 婦人の慰藉 婦人世界臨時增刊 全菊一册版 郵正稅價五拾錢
- 樂しき婦人 婦人世界臨時增刊 全菊一册版 郵正稅價五拾錢
- 木内菊次郎君著
- 應用紙細工 白井悦子女史著 全大版 郵正稅價五拾錢
- 家庭衛生料理法 松葉靜和女史著 全大版 郵正稅價八拾錢
- 造花實習 下田歌子女史著 全大版 郵正稅價八拾錢
- 人常識の養成 全大版 郵正稅價四拾錢

評石齋文雅君著
●諸流盆石指南

讀賣新聞家庭記者 中村秋人君著
●教育の涙と鞭

天野誠齋君著
●家事實習法

米國婦人ウキルコックス女史原著 三津木春影君譯
●婦人の新修養

村井莊齋君著
●婦人及男子の參考

木内菊次郎君著
●最新手工科教授法

文學士堀田相爾君著
●家庭教育の仕方

井上民子女史著
●大和撫子

村井莊齋君著
●少女讀本

中村秋人君著
●幼情と

木村 勉君編
●古挿花の葉

全大一冊版 正價六拾錢

全中一冊版 正價參拾五錢

全大一冊版 正價四拾錢

全大一冊版 正價五拾八錢

全大一冊版 正價拾八錢

全大一冊版 正價拾五錢

全中一冊版 正價四拾六錢

全大一冊版 正價四拾五錢

全大一冊版 正價四拾六錢

全中一冊版 正價四拾六錢

全大一冊版 正價四拾五錢

三津木春影君譯
●夏旅行

東草水川端龍子合作
●夏やすみ

下田歌子女史著
●婦人禮法

村井莊齋君著
●婦人の心理

渡邊白水君著
●少女美談

田中萬逸君著
●園藝全書

美中本版 正價四拾錢

全中一冊版 正價四拾錢

全大一冊版 正價四拾五錢

全大一冊版 正價四拾八錢

全大一冊版 正價四拾八錢

全大一冊版 正價四拾六錢

全大一冊版 正價四拾六錢

全大一冊版 正價四拾五錢

全大一冊版 正價四拾五錢

全中一冊版 正價四拾五錢

全中一冊版 正價四拾五錢

●處世書類

前田越敬君著
●生存競争法

蘆川忠雄君著
●最良の機會

全大一冊版 正價五拾錢

全中一冊版 正價四拾五錢

圓田孝吉君著 波多野島峯君譯
●紳士と社交

ソロンソン氏著 山崎梅處君譯
●向上的處世法

蘆川忠雄君著
●日常の言語

ミラー博士著 波多野島峯君譯
●光榮ある生涯

マシユニス博士著 江口岳東君譯
●處世術修養

蘆川忠雄君著
●樂天の生活

實業之日本臨時增刊
●新時代の奮闘

實業之日本臨時增刊
●樂天的處世法

實業之日本臨時增刊
●成功座右銘

男爵 辻 新次君著 波多野島峯君譯
●逆境離脱策

米國エグレストン氏著 蘆川忠雄君譯
●處世經濟法

全上文字入製 正價七拾錢

全大一冊版 正價五拾八錢

全中一冊版 正價四拾五錢

全中一冊版 正價四拾六錢

全大一冊版 正價四拾六錢

全大一冊版 正價五拾八錢

全大一冊版 正價四拾二錢

全大一冊版 正價四拾二錢

全大一冊版 正價四拾六錢

全大一冊版 正價四拾八錢

全中一冊版 正價四拾錢

波多野島峯君譯
●處世の標準

英國リッチー氏著 山崎梅處君譯
●富豪實驗教訓

實業之日本臨時增刊
●同情の勢力

波多野島峯君著
●社會側面觀

實業之日本臨時增刊
●處世座右訓

實業之日本臨時增刊
●成功錦囊

蘆川忠雄君著
●應對談話法

ゼローム氏著 波多野島峯君譯
●人生の真相

米國富豪グラハム翁著 實業之日本臨時增刊
●成功者處世教訓

米國ソロン、グラハム翁著 (右の原著)
●英文處世教訓

實業之日本臨時增刊
●處世の金科玉條

全中一冊版 正價四拾五錢

全大一冊版 正價四拾八錢

全大一冊版 正價四拾五錢

全大一冊版 正價四拾五錢

全大一冊版 正價四拾八錢

全中一冊版 正價四拾四錢

全中一冊版 正價四拾五錢

全中一冊版 正價四拾六錢

全中一冊版 正價四拾八錢

全中一冊版 正價四拾五錢

全大一冊版 正價四拾錢

河原智校 著者
●四處世經典
袖珍上製
金文字入
正價參拾六錢
郵稅四錢

●雜書類

大勳位伊藤公題字 大隈伯自序 江蘇泰吉君編
●大隈伯百話
大版上製
金文字入
正價貳圓八拾錢
書留小包拾八錢

米國ニール大學教授哲學博士 朝河貫一君著
●日本の禍機
全大
一册版
正價五拾八錢
郵稅八錢

實業之日本記者 船生著
●獨笑珍話
袖珍美本
正價四拾六錢
郵稅四錢

伯爵大隈重信君 島田三郎君序 三宅盤君著
●都市の研究
金上
文字入製
正價七拾八錢
郵稅八錢

山崎梅處君譯述
●ルーズヴエルト全集
大版上製
金文字入
正價八拾四錢
郵稅八錢

●最新刊書籍

大學院學生文學士 堀田相爾君著
●家庭教育の仕方
全中
一册版
正價參拾六錢
郵稅四錢

兩宮敬太郎君著
●奮闘吐血錄
全中
一册版
正價拾貳拾錢
郵稅四錢

實業之日本社編纂
●奮闘の動機
金上
文字入製
正價壹圓四拾錢
郵稅四錢

村井政齋君著
●少女讀本
全大
一册版
正價八拾五錢
郵稅八錢

井上民子女史著
●大和撫子
全大
一册版
正價四拾五錢
郵稅四錢

高須梅溪君著
●滑稽趣味の研究
全中
一册版
正價六拾六錢
郵稅六錢

文學士 藤田篤君著
●實用文字便覽
上袖
製珍
正價五十五錢
郵稅六錢

讀賣新聞家庭記者 中村秋人君著
●幼兒情と
全中
一册版
正價四拾六錢
郵稅四錢

木村勉君編
●古挿花の葉
大版上製
頗美本
正價四拾五錢
郵稅四錢

三津木春影君譯
●皇帝少年旅行
全中
一册版
正價四拾六錢
郵稅四錢

英國リチャードソン氏著 實業之日本社譯述
●最新讀書法
全中
一册版
正價四拾六錢
郵稅四錢

山方香條君著
●讀書便覽
美四
六本版
正價四拾四錢
郵稅四錢

實業之日本社編
●名士發奮の動機
金上
文字入製
正價壹圓四拾錢
郵稅四錢

佐藤青吟君著
●學生の前途
全中
一册版
正價卅五錢
郵稅四錢

大隈伯序 永井柳太郎君著
●英人思ひ出の記
全中
一册版
正價八拾八錢
郵稅八錢

高須梅溪君著
●滑稽趣味の研究
全中
一册版
正價六拾六錢
郵稅六錢

文學士 藤田篤君著
●實用文字便覽
上袖
製珍
正價五十五錢
郵稅六錢

實業之日本社編
●優學生勉強法
美袖
本珍
正價四拾四錢
郵稅四錢

實業之日本社編
●衛生十二月
目下印刷中

加治木常樹君編
●西郷南洲書翰集
目下印刷中

●優等學生勉強法

實業之日本社編
●米國の商店
全中
一册版
正價五拾六錢
郵稅六錢

實業之日本記者 東草水君 川端龍子君共作
●夏やすみ
全中
一册版
正價四拾四錢
郵稅四錢

村田天韻君著
●婦人の心理
全大
一册版
正價六拾八錢
郵稅八錢

渡邊白水君著
●小女美談
全大
一册版
正價七拾五錢
郵稅七錢

下田歌子女史著
●婦人禮法
頗大
美本版
正價八拾五錢
郵稅八錢

實業之日本社編
●衛生十二月
目下印刷中

田中萬逸君著
●園藝全書
目下印刷中

慶應義塾々長 鎌田榮吉君著
●獨立自尊
目下印刷中

農學博士 法學博士 新渡戸稻造君著
●修養
目下印刷中

加治木常樹君編
●西郷南洲書翰集
目下印刷中

新渡戸博士顧問問

實業之日本

▲最良の健康最新の智識最強の人格を以て活
世界に突進奮闘せんと欲する者の好師友▼

- ▲新渡戸博士が新時代の處世、慰安、向上の新教訓每號掲載
- ▲増田社長の實驗と學理による日常生活の活教訓每號掲載
- ▲新時代の新智識を内外に探究し趣味ある方法にて每號紹介
- ▲新成功者の勇敢壯烈なる苦戰奮闘實歴は每號本誌の特色
- ▲現代共通の大問題職業難に對して常に鄭嘯親切に解釋す
- ▲新時代の新人物を紹介し且つ銳利痛快なる活評論を加ふ
- ◎青年……學生……實業家……教師……軍人……皆愛讀す

每月二回（一日十五日）
一冊拾五錢 郵税壹錢半
年分定期増刊及郵税共
壹圓五拾五錢 一年分春
秋増刊郵税共參圓
郵券代用は一割増

日本一の

婦人世界

一冊拾五錢 郵税壹錢
○每月一回一日發行
○半年分増刊郵税共
壹圓五錢 一年分同貳
圓五錢

文章平易體裁優美

本誌は每號左の如く婦人必讀の文字滿載

- ◎婦人の常識は斯くして養成すべし
- ◎良人を助けて成功したる婦人の苦心
- ◎子女の教育に苦心せる婦人の實話
- ◎姑に仕へて孝養至らざるなき嫁の話
- ◎女學生に最も必要なる心の修養
- ◎良人に感謝する妻の内助の功
- ◎大難に遭うて婦人の覺悟すべきこと
- ◎結婚前の注意と妻となる用意
- ◎美貌と健康を得べき最新醫學の進歩
- ◎食物の料理と女中の使ひ方の實驗
- ◎各方面の婦人の實驗と婦人界の新現象

- ◎古今に互る文藝の作品と評釋
- ◎科學を通俗に説明した話
- ◎實用的なる弦齋夫人の料理談
- ◎歴史に現はれた賢婦孝女の話
- ◎讀者文藝(短文、和歌、俳句等)
- ◎婦人界に於ける最新の流行
- ◎婦人界に於ける主なる出來事
- ◎習字と繪畫の懸賞募集
- ◎女中紹介欄(一切無手数料)
- ◎育兒問答齒科問答と文藝問答
- ◎美しい彩色口繪と珍らしき寫眞

本誌は村井弦齋下田歌子女史

每號執筆

誠は必ず人の心に透徹す

▲空前の大好評を博せる本誌は左の内容を有す▼

▲大臣大將その他朝野名士の少年時代の實話を掲ぐ……趣味と教訓とに溢る
 ▲博士學士その他日本有数の學者の學藝談を掲載す……蓋し知識の無盡藏也
 ▲軍人その他冒險家の血湧き肉躍る冒險實話を掲ぐ……士氣を鼓舞する多大
 ▲各小學校長の訓話及び模範的生徒の善行を紹介す……小年發奮の絶好鑑

日模
本範
的誌
少年
少年

日本少年

一冊拾錢 郵税
 ○○每月一回一日發行
 ○○春秋二回増刊半
 分増刊郵税共七十五
 一年分一圓三十五錢

▲少年小説冒險小説その他落語等趣味の文字に富む……以て精神を爽快にす
 ▲本誌獨得の三色版彩色版寫眞版は美麗壯麗を極む……樂園に遊ぶの想あり
 ▲小學校教科書及び文部省令と嚴密なる連絡を保つ……瑣事尙ほ苟くもせず
 ▲記事材料の豊富にして變化に富む事他に比類なし……好評また偶然に非ず

▲本誌は教科書と共に少年の讀るべき可からる雑誌なり▼

最善最良の少女雑誌

少女の友

一冊十錢 郵税一錢
 △毎月一回一日發行
 △春秋二回増刊發行
 △半年分増刊共七冊
 郵税共七十錢△一年
 分十四冊一圓卅五錢

- ◎材料の集輯と選擇の爲に金力勞力の最上を盡すは本誌
 - ◎記事の調和と排列とに苦心する事本誌の如きは日本一
 - ◎新らしき知識を與ふると同時にたのしき娛樂をそなふ
 - ◎決して嘘をつかぬ少女時間を正確に守る少女を養成す
 - ◎汚い猜疑心や醜い嫉妬心なき玉のやうな少女を養成す
- ▲現代第一流の女流教育家下田歌子女史毎號執筆

て就に誌本の一本日

幼年の友

△父さん曰く幼年の智情意を偏頗なく圓滿に發育さす様に出來てゐる雑誌である
 △母さん曰く初めから終ひまで美しい彩色繪があつて面白いお話が澤山あります
 △兄さん曰く平易な假名文章と綺麗な繪に依て極めて健全な教育をする雑誌だよ
 △姉さん曰くハメ繪もあればポンチ繪もあり繪探しもあるので家庭向きです
 △坊ちゃん曰く僕はこんない雑誌を見たことがない真個に日本一の雑誌だねえ
 △嬢さん曰くアア面白いわ爲になつて面白いお話ばかり真個にいい雑誌だねえ
 △先生曰く教科書以外に於て興味と利益とを最も完全に具備せるものはこの雑誌
 △伯父さん曰く單に子供ばかりに面白いのではなく大人にも老人にも凡て面白い
 △伯母さん曰く本誌さへあれば毎日幼稚園へやらないでいいくらゐてございませ
 △乳母曰く私達は本誌がある爲どんなに助かるか知れませぬ真個に爲になります
 △肥者曰く幼年の友は東洋幼稚園々長岸邊福雄氏が主宰してゐるのでございませ

△一冊定價拾錢 郵税
 △毎月一回一日發行
 △六冊郵税共五拾八錢
 △十二冊同 壹圓拾錢

修養

農學博士 法學博士
 新渡戸稻造先生著

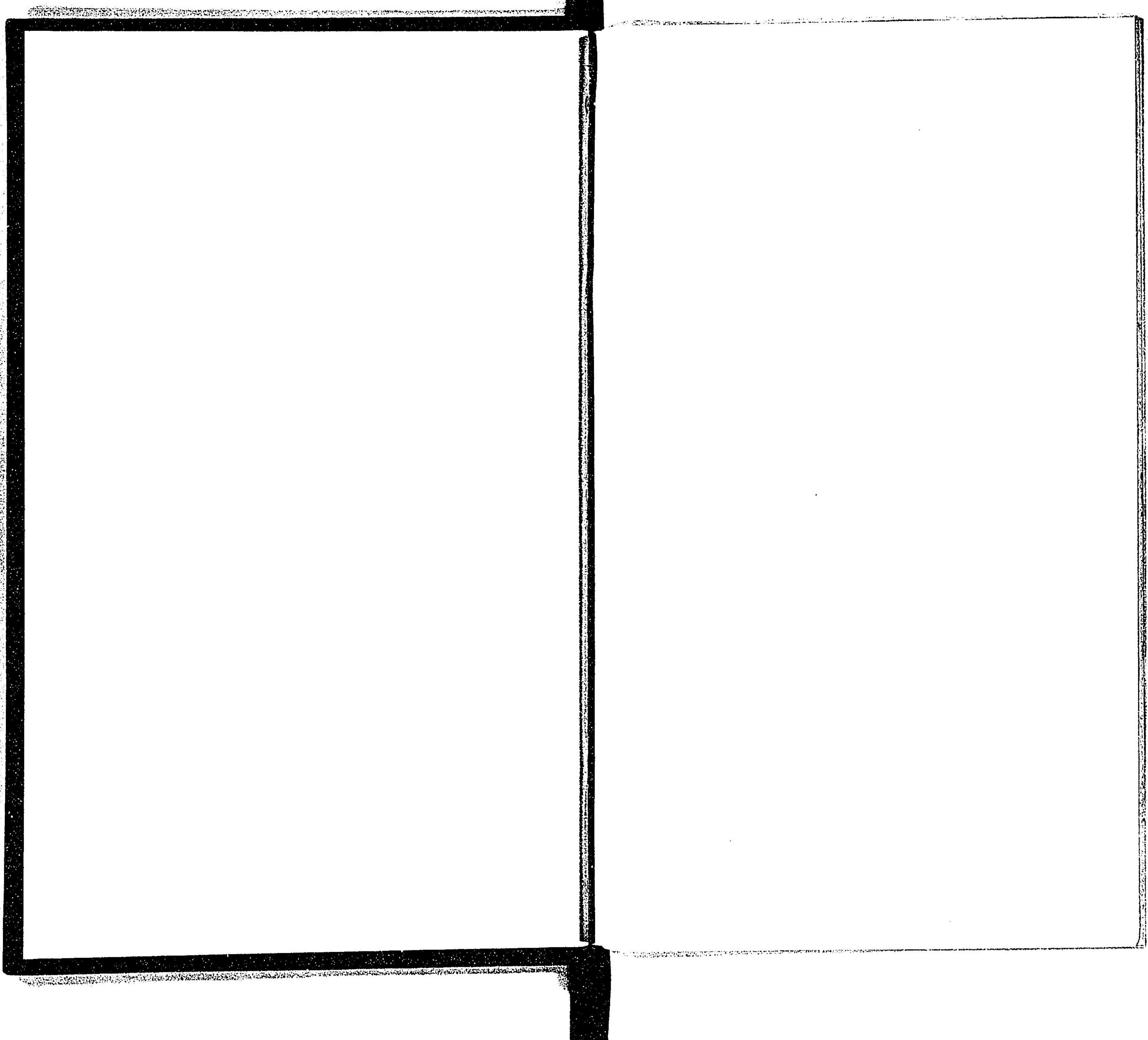
△「修養」は萬人を通じての修養經典にして「獨立自尊」は社會全體の修養經典也。

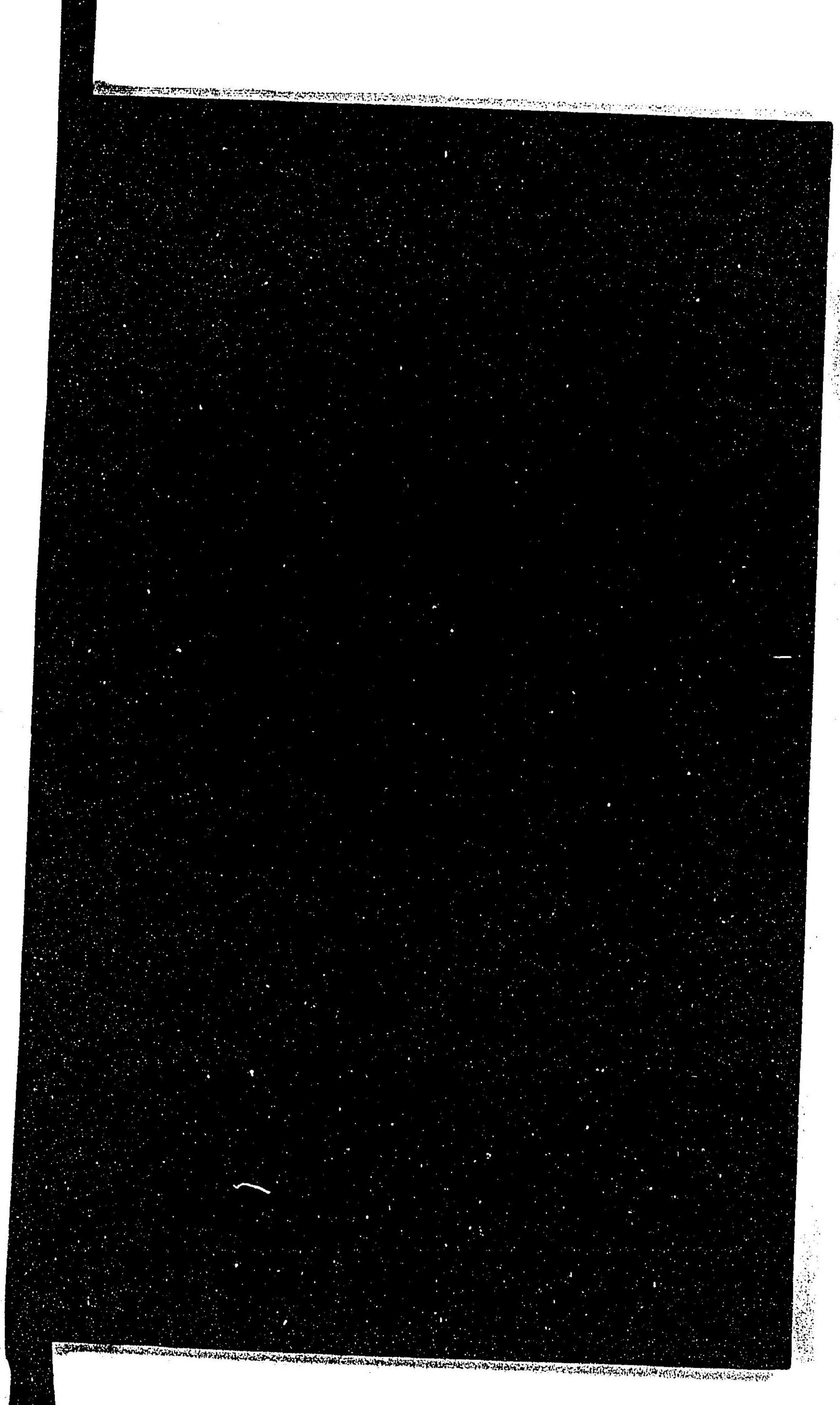
△兩先生が其學殖に於て、其識見に於て、其人格に於て、現代の木鐸たり、青年愛慕の中心たることは、贅を要せず。
 △此の兩書は、兩先生が平生の蘊蓄を傾倒して作成せられたる龐然たる大著。 本社は四十四年に於ける讀書界の二大名著として、敢て讀者諸君に薦む。

獨立自尊

貴族院議員
 慶應義塾々々長
 録田榮吉先生著

PICT-42





335
236

(M)

012142-000-4

335-236

婦人礼法

下田 歌子 / 著

M44

AAG-0207



